

徳島県告示第五百七十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十二条第六項の規定により、平成三十年徳島県一般会計歳入歳出決算及び各特別会計歳入歳出決算の要領を次のとおり公表する。

令和元年十二月十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県出納局会計課、徳島県東部県税局吉野川庁舎、徳島県南部総合県民局阿南庁舎及び徳島県西部総合県民局三好庁舎に備え置いて、公衆の縦覧に供する。）